

博物館相当施設指定申請 提出書類確認票

申請に係る施設の名称

申請書類一覧		備考（具体例等）	書類番号	申請者確認欄	県使用欄
一	指定申請書		別記 第6号様式		
二	施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの				
三	自らの設置する博物館について博物館法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でなく、かつ、自らの設置する施設について同法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないことを宣誓する書類				
四 運営体制に関する書類	① 施設の運営の基本的な方針を示す書類及び当該方針の公表方法を示す書類	【方針】当該施設独自の基本的運営方針 【公表方法】刊行物（該当箇所）、ウェブサイト（該当箇所）等			
	② 資料の収集及び管理の方針を示す書類	条例、定款、館則、資料の分類体系を示す書類等			
	③ 資料の目録	資料台帳、受入簿等（全体及び個票1件分）			
	④ 展示、調査研究、学習機会の提供等の事業の計画及び実績を示す書類	【計画】事業計画書等 【実績】事業報告書、図録、年報等			
	⑤ 博物館の事業に類する事業に関する収支の計画及び実績を示す書類	【計画】収支予算書等 【実績】収支決算書等			
	⑥ 職員に対する研修の実施の計画及び実績（国、都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画及び実績を含む。）を示す書類	【計画】事業計画書等 【実績】事業報告書等			
五 職員の配置に関する書類	① 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類	職員名簿、職務分担表等			
	② 学芸員に相当する職員（学芸員補の資格を有する者等）の氏名、職務内容及び経歴を示す書類	職員名簿、職務分担表等			
	③ 学芸員に相当する職員（学芸員補の資格を有する者等）であることを証する書類	大学が発行する学位取得証明書及び博物館に関する科目の単位取得証明書等 ※複数人配置している場合はうち1人分で可			
	④ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類	職員名簿、職務分担表等			
	⑤ 施設の運営を行う組織の態様を示す書類	組織図等			
六 施設及び設備に関する書類	① 博物館の事業に類する事業に用いる建物及び土地の図面	施設配置図、完成図（竣工図）等			
	② 博物館の事業に類する事業に用いる建物及び土地の保有形態（当該施設の設置者が自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類	【自己所有】登記事項証明書等 【借用】借用の条件等を証する契約書等			
	③ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類	案内図、パンフレット、消防計画、警備計画等			
	④ 利用者の安全及び利便性の確保の観点から対応している事項を示す書類	【共通】案内図、パンフレット、危機管理マニュアル等 【動物園等】特定動物飼養・保管許可書等			
	⑤ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類	案内図、パンフレット、合理的配慮マニュアル等			
七	一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開することを示す書類	条例、定款、館則、年報、事業計画書、事業報告書等			
八	1年を通じて100日以上開館することを示す書類	条例、定款、館則、年報、事業計画書、事業報告書等			
九	指定の申請の日が属する事業年度における事業計画書				
十	指定の申請の日が属する事業年度における収支予算書				
十一	博物館の事業に類する事業の用に供する施設及び設備の写真				

※申請者は、太枠内のみ記入し、申請書類とともに本票を提出すること。

※別記様式以外の申請書類には、書類番号（任意の整理番号）を付記し、取り外し可能な付箋を貼付すること。

※添付すべき書類の内容が重複する場合は、1通の添付で足る（書類番号欄には同一の番号を記入すること。）。